



山形県公報

平成23年1月4日(火)
第2208号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○救急病院等の告示	……………	(地域医療対策課)	… 1
○指定管理者の指定	……………	(障がい福祉課)	…同
○同	……………	(同)	… 2
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同
○同	……………	(同)	…同

教育委員会関係

規 則

○教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則	…………… 3
---	---------

告 示

山形県告示第1号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。
平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医 療 法 人 本 間 病 院	酒田市中町三丁目5番23号	平成23年2月1日から 平成26年1月31日まで

山形県告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立泉荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 山形県立泉荘 |
| 2 指定した団体 | 山形市緑町一丁目9番30号
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 |
| 3 指定の期間 | 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで |

山形県告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立みやま荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県立みやま荘
 - 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
 - 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
-

山形県告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立点字図書館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県立点字図書館
 - 2 指定した団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
 - 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
-

山形県告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県身体障がい者保養所東紅苑
 - 2 指定した団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
 - 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
-

山形県告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県福祉休養ホーム寿海荘
 - 2 指定した団体 山形市緑町一丁目9番30号
社会福祉法人山形県社会福祉事業団
 - 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
-

山形県告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県立ふれあいの家
- 2 指定した団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月4日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第1号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号の次に、次の1号を加える。

(31) P T A ・ 青少年教育団体が行う共済事業に関すること。

第4条第1項第20号の次に、次の1号を加える。

(21) P T A ・ 青少年教育団体が行う共済事業に関すること（事業認可の取消しを除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年1月4日印刷
平成23年1月4日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056